

令和8年第8回教育委員会会議事録

1 開催日時

令和8年7月23日(木) 午後3時00分～午後3時26分

2 開催場所

札幌コミュニティプラザ集会室1

3 出席者

	教 育 長	笹原 敏文
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委 員	國安 環
	委 員	東 みどり
	委 員	岩谷 史人
事務局	教育部長	谷口 英将
	学校教育課長	甲谷 英司
	給食センター所長	守屋 敦史
	図書館長	川瀬 真由美
	ナウマン象記念館長	添田 雄二
	総務係長	小野 敦
	学校教育係長	佐々木 英行
	学校教育推進員	喜多 敦
	学校教育推進員	橋本 靖宏
	学校教育推進員	袴田 孔

4 議 事

議案第55号 令和8年度幕別町一般会計補正予算の要求について
議案第56号 幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例の申し出について
議案第57号 幕別町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則
議案第58号 幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則
議案第59号 幕別町学校運営協議会規則の一部を改正する規則

5 議事概要 次のとおり

笹原教育長 ただ今から、令和8年第8回幕別町教育委員会会議を開会します。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、会期は、本日一日間と決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番、岩谷委員、3番、國安委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。令和8年第7回幕別町教育委員会会議について、別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

日程第4、事務報告であります。本日の事務報告はありませんので、早速、議件に入ります。

日程第5、議案第55号、「令和8年度幕別町一般会計補正予算の要求について」と、日程第6、議案第56号、「幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例の申し出について」は、教育委員会会議規則第15条、第1項、第4号、「教育事務に関する議会の議案について町長への意見の申出に関する事項」のため、「秘密会」といたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

笹原教育長 秘密会を解きます。

日程第7、議案第57号、「幕別町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」について、説明を求めます。

学校教育課長（甲谷 英司） 議案第57号、「幕別町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第2項の規定に基づき、幕別町教育委員会の規則、告示及びその他の規程で公表を要するものの公告式について定めております。

先の令和8年第2回町議会定例会において、行政手続のオンライン化を包括的に推進するため、本町の条例や規則等に基づく申請、届出その他の手続について、従来の書面等による手続に加え、デジタル技術を利用する方法、オンライン申請等を可能とするため、「幕別町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」が制定されました。

この度の改正は、本条例の制定に伴い、幕別町教育委員会公告式規則を改正し、従来の掲示場に加え、町のホームページを公告手段として正式に位置付けることを規定するため、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第57号説明資料をご覧ください。

新旧対照表になりますが、左が現行規則、右が改正規則になり、この度、改正する箇所には、アンダーラインを引いております。

改正規則の第2条第3項では、幕別町教育委員会規則の公布の方法にインターネットを活用した町のホームページにおいて不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を幕別町役場前の掲示場に掲示することにより行う、と改めるものであります。

議案書の3ページをご覧ください。

附則についてであります。この規則は、公布の日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第57号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、議案第57号については、原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第58号、「幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則」について、説明を求めます。

学校教育課長（甲谷 英司） 議案第58号、「幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

本規則は、幕別町教育委員会の所管する幕別町立学校の管理運営の基本的事項について定め、もって学校の適正にして円滑な管理運営を図ることを目的に定めております。

改正の趣旨としましては、養護教諭及び栄養教諭について、各教育委員会において職務内容を定め、求められる役割（職務の範囲）を明確化するために、文部科学省から小・中学校及び義務教育学校に係る学校管理規則の参考例並びに養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の参考例が示されたこと、さらに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の制定に伴い、幕別町立学校における業務量管理・健康確保措置実施計画に係る規定を整備したことから、幕別町立学校管理規則について、それぞれ所要の改正を行おうとするものであります。

議案第58号説明資料をご覧ください。

新旧対照表になりますが、左が現行規則、右が改正規則になり、この度、改正する箇所には、アンダーラインを引いております。

改正規則の第7条の2について、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務内容を加えるものであります。

また、改正規則の第8条の3第2項に、市町村立学校が学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、幕別町教育委員会が定める業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものになるよう義務付けることとするため、所要の改正を行うものであります。

議案書の4ページをご覧ください。

附則についてであります。この規則は、公布の日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ありません）

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第58号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長 異議なしと認め、議案第58号については、原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第59号、「幕別町学校運営協議会規則の一部を改正する規則」について、説明を求めます。

学校教育課長（甲谷 英司） 議案第59号、「幕別町学校運営協議会規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。

議案書の5ページをご覧ください。

本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき設置する学校運営協議会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めております。

改正の趣旨としましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の制定に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることになったことから、幕別町学校運営協議会規則についても、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第59号説明資料をご覧ください。

新旧対照表になりますが、左が現行規則、右が改正規則になり、この度、改正する箇所には、アンダーラインを引いております。

改正規則の第8条第1項第4号として、学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に関することを追加するものであります。

議案書の5ページをご覧ください。

附則についてであります。この規則は、公布の日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第59号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、議案第59号については、原案のとおり可決しました。

議案については、以上となりますが、この他、皆さんから何かございませんか。

(ありません)

笹原教育長 以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しました。これをもちまして、令和8年第8回幕別町教育委員会会議を閉会いたします。お疲れ様でした。